

第 2 9 回総会議事録

<開催日> 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎 (会議室 A 1 ・ A 2)

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 3 0 9 号～報告第 3 3 3 号

農地法第 3 条の 3 届出 9 件

農地法第 4 条届出 1 件

農地法第 5 条届出 1 5 件

日程第 3 報告第 3 3 4 号～報告第 3 4 7 号 農地の転用事実等に関する照会 1 4 件

日程第 4 報告第 3 4 8 号～報告第 3 5 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知 8 件

日程第 5 議案第 1 3 9 号～議案第 1 4 6 号 農地法第 3 条許可申請 8 件

日程第 6 議案第 1 4 7 号～議案第 1 4 9 号 農地法第 4 条許可申請 3 件

日程第 7 議案第 1 5 0 号～議案第 1 6 6 号 農地法第 5 条許可申請 1 7 件

日程第 8 議案第 1 6 7 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について 1 件
(令和 4 年度第 9 次計画分)

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

<午後 3 時 00 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第29回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席2番山口進委員と議席11番庄司英実委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第309号から報告第333号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出9件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出15件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第334号から報告第347号、9ページから10ページの農地の転用事実等に関する照会14件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第348号から報告第355号、11ページから12ページの農地法第18条第6項等の通知8件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第139号から議案第146号、13ページから14ページの農地法第3条の許可申請8案件について、議題に供します。
初めに、議案第139号から議案第145号の7案件について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

議案第139号から議案第145号、農地法第3条許可申請7案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第139号ですが、申請箇所は、3条位置図1の上望陀地先の農地になります。
農業経営の拡大を図る譲受人と、農業経営を廃止したい譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第140号ですが、申請箇所は、3条位置図2の伊豆島地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、後継者不足及び高齢による離農を希望する譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局

続いて、議案第141号ですが、申請箇所は、3条位置図3の矢那地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、通作不能及び維持管理が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第142号ですが、申請箇所は、3条位置図4の真里谷地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第143号ですが、申請箇所は、3条位置図5の茅野地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第144号ですが、申請箇所は、3条位置図6の田川地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第145号ですが、申請箇所は、3条位置図7の牛込地先の農地になります。
農業経営の効率化を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第139号について、杉山委員をお願いします。

杉山委員

議案第139号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、41,760平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。
農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第140号について、地曳功一委員をお願いします。

地曳功一委員

議案第140号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、6,765平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	続いて、議案第141号について、平野委員お願いします。
平野委員	議案第141号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、相手方の要望・農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約340日で、50,429平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第142号及び議案第143号について、金子委員お願いします。
金子委員	初めに、議案第142号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、11,565平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械は耕うん機・軽貨物等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑で、ブルーベリーを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第143号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約60日で、4,753平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことです。現在、申請人が耕作している面積は5反以下となっておりますが、今回の農地法第3条申請及び同時に利用集積計画の申請も出していることから、どちらも許可後には耕作面積が5反を超えるため、5反要件については問題ないと考えます。 また、航空写真をご覧くださいますと、申請しようとしている土地が現況の田の大きさと異なっており、隣の田までかかってしまっておりますが、飛び出ている田についても同時に利用集積計画にて賃借権を設定しようとしております。これらのことから、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第144号について、山口登志雄委員お願いします。
山口登志雄委員	議案第144号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、4,566平方メートルの農地を家族

山口登志雄委員	2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第145号については、私から説明いたします。
安藤委員	議案第145号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の効率化のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■■歳、農業従事日数は年間約365日で、33,343平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、初めに、議案第141号を除く、議案第139号から議案第145号の6案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第141号を除く、議案第139号から議案第145号、農地法第3条の許可申請6案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第141号を除く、議案第139号から議案第145号は、許可と決定いたします。 続きまして、議案第141号について、採決いたします。 なお、本案件には、■■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■■は退席をお願いします それでは、採決いたします。 議案第141号、農地法第3条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第141号は、許可と決定いたします。
それでは、退席されております■■■■には、自席にお戻り願います。

続いて、議案第146号について、審議いたします。

なお、議案第146号は、次の日程第6 議案第149号、15ページの農地法第4条許可申請と関連案件であるため、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第146号、農地法第3条許可申請及び議案第149号、農地法第4条許可申請について関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-3の下内橋地先の農地になります。

初めに、本申請についての経緯をご説明いたします。申請内容としては、農地法第4条許可の地権者本人の名義で、自身の土地に太陽光パネルを設置し、そのパネル下で使用貸借権を設定した法人が営農を行うというものです。この法人は、太陽光パネルの設置業者の関連会社となります。当法人は、現在八街市で営農をしており、今回木更津市でさつまいもの作付けを計画しております。

本土地は、東に農地が広がる第1種農地であることから通常の太陽光の設置は認められない場所になりますが、下部で営農が継続して行われるのであれば、営農型太陽光として申請が許可になる可能性があります。

今回、当法人が木更津市での営農は初めてとなること、太陽光パネル下での耕作の経験はないこと、営農型太陽光という営農の継続が重要な案件となることから、11月18日に馬来田地区の農業委員及び推進委員と共に事前審査会を行いました。

その中で、特に営農の継続性について問題点が見られたため保留、継続審査という結論になりました。

その後、事務局から審査会で出た意見をもとに質問事項をまとめ回答を求めましたが、その回答の中で営農の開始が1年以上先の2024年春を予定していることなど、申請時期が適切ではないという問題もあり課題の解決とはなりませんでした。

事務局としては、問題点を解決したうえで総会に上程することを提案しましたが、申請者側より12月総会への上程の希望があり、今回議案として取り扱っております。

なお、営農開始が2024年春になるにも関わらず、この時期に申請をする理由として、太陽光の設置にも期限があり、その期限までに農地法の許可を取らなければならないという事情があるようですが、これは明らかに太陽光パネル設置の目的が先行しております。

また、事前審査会で特に問題となった営農の継続性について現状は不十分であること、営農開始予定が1年以上先であることから、農地法第3条第2項第1号の判断基準を満たしていないと考えられます。

続いて、15ページの議案第149号、農地法第4条許可申請ですが、こちらについてもパネル下での営農ができない以上、営農型太陽光の許可基準を満たさないと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の金子委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

金子委員

議案第146号、農地法第3条許可申請及び議案第149号、農地法第4条許可申請について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、ご説明いたします。

まず、議案第146号、農地法第3条についてですが、事務局からの説明にもあったとおり、11月18日に馬来田地区の農業委員及び推進委員と共に事前審査会を行いました。その中で営農型太陽光という性質上、継続して農業が行われるかどうかについて質問したところ、「確実にできるとは言えない。」等、はっきりとした答えが得られませんでした。

法人という性質上、あいまいに、できると言えないのは、やむを得ないかもしれませんが、継

金子委員	続していくための対策等もその場では出されず、また、事業に対しても「地権者に頼まれているから行っている。」等、木更津市で営農を続けていく意思が感じられませんでした。 その後、事前審査会でも審議保留、継続という判断になりましたが、その状況にも関わらず、今回申請を上げてきたこと、営農開始が1年以上先であるにも関わらず、太陽光パネルのために、今回申請をあげてきていることから、太陽光パネルの設置目的であることが強く感じられました。 よって、営農の継続性が認められないこと、営農開始が1年以上先であることなど、申請時期が適当ではないことから、農地法第3条第2項第1号の判断基準を満たさないと判断できるため、本申請は不許可が妥当であると判断いたします。 また、議案第149号、農地法第4条については、農地法第3条許可が許可にならない場合は、営農型太陽光の許可基準を満たさないため、不許可相当が妥当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
清水委員	はい。
議長	清水委員、どうぞ。
清水委員	この法人ですが、八街市でどのような農業を行っていますか。
事務局	この法人は、元々市原市や八街市で営農を行っておりました。その後、八街市で競売により農地を取得し、八街市に集中するという理由から市原市からは撤退し、今は、八街市のみでサツマイモを作っているとのこと。この法人の親会社は、太陽光パネルの事業の他に、保育園等の事業も行っており、子供たちの農業体験としてサツマイモ掘りも行っているようです。営農に関しては、専門の方もいるので、実際に作れているようですが、今回、営農型太陽光という性質上明らかに太陽光パネルが目的だということが強く感じられることや、営農の開始時期が適切ではないこともあり問題があると判断しております。
清水委員	わかりました。 園児のサツマイモ掘り等、営農はできるようですが、営農型という部分が問題になりますか。
事務局	今回、営農型の太陽光ということでなければ、使用貸借権の設定なので、八街市で行っていることを木更津市で行っていくということであれば、木更津市で農業を続けていけるかという問題はあるものの、農地法第3条申請については、許可の可能性はあると思われます。ただし、営農型の太陽光に関しては、できなかった場合には太陽光のパネルの撤去をしなくてはいけないリスクがありますので、そこは慎重な判断を要すると思います。
清水委員	わかりました。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、初めに議案第146号、農地法第3条の許可申請について、採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第146号、農地法第3条許可申請について、担当委員から不許可相当が妥当との意見

議長

がありましたので、不許可にすることに賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第146号は、不許可と決定いたします。

続いて、議案第149号、農地法第4条許可申請について、不許可にすることに賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第149号は、不許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第147号及び議案第148号、15ページの農地法第4条の許可申請2案件について、議題に供します。

初めに、議案第147号について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第147号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-1の高柳地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するものです。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

安藤委員

議案第147号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思

安藤委員	われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われしますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第147号、農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第147号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 続いて、議案第148号について、審議いたします。 なお、議案第148号は、次の日程第7 議案第155号から議案第161号、17ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、併せて審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第148号、農地法第4条許可申請及び、議案第155号から議案第161号、農地法第5条許可申請について関連案件になりますので併せて、ご説明いたします。 申請箇所は、転用位置図4-2の中里地先の農地になります。 初めに、15ページの議案第148号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。 本申請は、議案第155号から議案第161号、農地法第5条許可により計画をしている建売分譲住宅に関連して、開発区域と隣接する当該地の土地の一部分を法面として造成するため、敷地の一部に盛土をするための申請になります。 続いて、17ページの議案第155号から議案第161号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。 申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。 農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。 次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。 転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。 次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。 最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の地曳昭裕委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地曳昭裕委員	議案第148号、農地法第4条及び議案155号から議案第161号、農地法第5条について、

地曳昭裕委員

推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。なお、事務局からの説明にもあったとおり同一事業のため併せて、ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、西側には既存の住宅地が存在し、東側はブロック塀で囲い、南側は周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は浸透貯留柵を設置し、抑制後、新設道路側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し、処理後最終柵から新設道路側溝へ放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第148号及び議案第155号から議案第161号の8案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第148号、農地法第4条許可申請及び議案第155号から議案第161号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第148号及び議案第155号から議案第161号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第155号から議案第161号を除く、議案第150号から議案第166号、16ページから18ページの農地法第5条の許可申請10案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第155号から議案第161号を除く、議案第150号から議案第166号、農地法第5条許可申請の10案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第150号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の中島地先の農地になります。

申請目的は、資材置場及び駐車場として利用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本案件は隣接する雑種地と合わせて利用する計画になります。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月中旬頃までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われ。

次に、議案第151号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の万石地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年5月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われ。

次に、議案第152号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の江川地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われ。

次に、議案第153号及び議案第154号ですが、関連案件ですので一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-4の江川地先の農地になります。先程の議案第152号の隣の敷地になります。

申請目的は、共同住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金

で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第162号ですが、申請箇所は、転用位置図5－5の曾根地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。なお、本案件は隣接する宅地と合わせて利用する計画になります。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年2月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第163号ですが、申請箇所は、転用位置図5－6の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、南側に農地が広がり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では、原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金及び自己資金で賄う計画であり、それぞれ金融機関の融資証明、残高口座により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第164号ですが、申請箇所は、転用位置図5－7の下烏田地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資

事務局

金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第165号ですが、申請箇所は、転用位置図5－8の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第166号ですが、申請箇所は、転用位置図5－9の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、木更津市役所富来田出張所から500メートル以内に存在する農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年4月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第150号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第150号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行なわず整地のうえ、砕石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により

高橋委員

処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第151号から議案第154号について、地曳昭裕委員お願いします。

地曳昭裕委員

初めに、議案第151号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、住宅の裏側に存在する農地のため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、車両を置くのみのため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第152号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透施設を經由し、オーバーフロー分を東側既存水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し、処理した後南側既存水路へ放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第153号及び議案第154号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、

地曳昭裕委員

許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透施設を經由し、オーバーフロー分を東側既存水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し処理した後、南側既存水路へ放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第162号について、齋藤委員をお願いします。

齋藤委員

議案第162号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、整地のみで盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第163号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第163号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲を土留めブロックで囲うため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内の最終枡を經由して北側水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、最終枡を經由して北側水路へ放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思

山口進委員	われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われしますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第164号について、清水委員をお願いします。
清水委員	議案第164号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われします。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われします。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、また進入路もあるため、他の農地の耕作に問題はないと思われします。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、隣接する耕作地に日影が出来ないように配慮するため問題はないと思われします。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、進入路のみであり、農道は使用しないため問題はないと思われします。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われしますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第165号について、林委員をお願いします。
林委員	議案第165号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われします。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われします。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、当該農地は端に存在しているため問題はないと思われします。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみのため問題はないと思われします。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、崩れないように鉄板を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題はないと思われします。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われしますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第166号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第166号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われします。

金子委員

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第155号から議案第161号を除く、議案第150号から議案第166号の10案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第155号から議案第161号を除く、議案第150号から議案第166号、農地法第5条の許可申請10案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第155号から議案第161号を除く、議案第150号から議案第166号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第167号、19ページから23ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第9次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第167号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第9次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和4年11月25日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画8となっております。

利用目的は、計画1から計画8の全てが水稻を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1から計画6及び計画8が賃借権の設定、計画7が使用貸借権の設定となっております。

利用権設定期間は、計画1から計画3が6年、計画4及び計画7が3年、計画5が9年、計画6が10年、計画8が5年となっております。

計画合計数は、22筆19,699平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長	初めに、計画1番から計画3番について、地曳昭裕委員お願いします。
地曳昭裕委員	計画番号1番から計画番号3番について、利用権の設定を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画4番について、杉山委員お願いします。
杉山委員	私からは、計画番号4番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画5番について、齋藤委員お願いします。
齋藤委員	私からは、計画番号5番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画6番について、清水委員お願いします。
清水委員	私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画7番について、金子委員お願いします。

金子委員

私からは、計画番号7番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画8番について、林委員お願いします。

林委員

私からは、計画番号8番について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借契約の期間満了に当り、当該農地を更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

また、当該真里谷地区は、現在農地の区画整理事業が行われており、従前地と仮換地後の面積が若干異なるため、地番及び面積を従前と仮換地後で2種類表記しております。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第9次計画分には、■■■■と■■■■及び■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■と■■■■及び■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第167号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第9次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第167号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■と■■■■及び■■■■には、お戻り願います。

議長

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第29回総会を閉会といたします。
終了時間は、午後4時10分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月6日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

山 口 進

庄 司 英 実